

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 11 日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2010～2013

課題番号：22320128

研究課題名(和文) 前近代日本朝廷文書の研究 文書体系と文書作法

研究課題名(英文) A Study on the imperial court documents system in pre-modern Japan

研究代表者

吉川 真司 (YOSHIKAWA, Shinji)

京都大学・文学研究科・教授

研究者番号：00212308

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 12,400,000円、(間接経費) 3,720,000円

研究成果の概要(和文)：日本の朝廷では、古代に起源をもつ文書制度が前近代を通じて用いられ、諸集団の文書体系に影響を与えた。本研究ではこれを「朝廷文書」と呼び、その体系と歴史的変遷、文書を扱う作法を明らかにした。日本朝廷文書の体系は中国から継受されたが、平安時代には国家の変質とともに縮小的に再編され、「勘申体制」へと移行した。宣旨・勘文・定文などがこうして浮上し、かつて中心的な役割を果たした伝達文書や実務文書は、公家・寺家などの権門的領域へと拡散していった。

研究成果の概要(英文)：In the Japanese imperial court, document system with origins in ancient times was used throughout pre-modern, and influenced to various political groups. We named it as "imperial court documents system", and clarified its historical transition. In addition, we elucidated manners to handle those documents. The imperial court document system in Japan was inherited from China, and was reorganized in Heian period to the inquiry documents system. So Senji, Kanmon and Sadamebumi became more important. Transfer documents and account books that played central role once, began to diffuse to some political groups such as Kuge or Buke.

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・日本史

キーワード：古文書学 史料学 朝廷文書 文書作法 勘修寺家文書 宣旨

1. 研究開始当初の背景

(1) 日本史学の分野においては、近年、史料学が隆盛しつつあり、史料そのものに強い関心もたれるようになってきた。古文書学もその一環として面目を一新しつつあり、古代・中世・近世の各時代の古文書について新しい研究が蓄積されている。しかし、古代・中世の古文書学においては、一部の下達文書に注目した公式様文書・公家様文書・武家用文書という古い分類がなお影響力をもち、研究上の隘路となっている。ここで、前近代日本の文書制度の主たる淵源であった朝廷の文書を注視するならば、古代から近世まで、公式令に始まる同一系譜の文書群が作成されてきたことが明らかである。しかも、一つの政務ですら多種多様の文書が準備・発給され、朝廷政務全体では膨大な種類・点数となっていた。それらは、下達文書・上申文書・互通文書からなる伝達文書、定文・勸文・伝達記録を中心とする実務文書、形式化された儀礼文書に区分できるが、この三者は全体として一つの体系を形づくり、時とともに変化しながら、諸家や寺社の文書にも深い影響を与えたと考えることができる。これらの文書群を「朝廷文書」と把握し、その体系を解明することは、新しい史料学・古文書学の構築にとって重要な課題と言えるであろう。日本古代史では、公式令の研究、四度公文など国司文書の研究などが古くより盛んで、近年は正倉院文書や文書木簡の調査研究が進んでいる。また、「政務に用いられた文書群」の研究も蓄積されてきた。こうした先行研究を踏まえながら、古代に始まり、中世・近世に継承された朝廷文書総体の歴史を明らかにすることには、大きな意義が認められる。

(2) 研究代表者吉川は、かつて室町時代の叙位儀に関わる文書の体系を復原し、その方法が朝廷文書研究一般に適用できることを論じた。すなわち、その儀式関係文書の総体を有機的に把握すること、各文書の新旧を層序的に見極めること、個々の文書を扱う作法に注目すること、この三点である。朝廷文書の体系を知るための方法として、一部の研究者には周知のところであるが、文書を扱う作法については、これまで研究がほとんど存在しなかった。しかし、文書作法は個々の朝廷文書の機能を考え、原文書に残された政務行為の痕跡を理解する情報源となるものであり、前近代日本の政治文化に関わる事象として、本格的に考察される必要がある。したがって、多種多様の儀礼・政務における文書体系と文書作法をそれぞれに明らかにした上で、それらを総括することにより、朝廷文書の全体像を復原することが重要な課題と言ってよからう。

2. 研究の目的

本研究の目的は、日本前近代における朝廷文書の体系とその変遷を明らかにするこ

と、朝廷文書を扱う作法を復原し活用すること、この二点である。

これまでの古文書学では「朝廷文書」という包括的概念が用いられず、詔勅や官宣旨といった一部の下達文書に注目が集まってきた。これに対して本研究では、伝達文書・実務文書・儀礼文書を含めた朝廷文書の全体系・全構造について本格的考察を加えるとともに、それらをモノとして扱う際の「文書作法」を初めて歴史学の分析対象にする。

このことにより、前近代日本の史料学・古文書学に新たな視座を提供し、伝統的政治文化の特質を解明することを意図している。

3. 研究の方法

(1) 前近代朝廷文書の所在情報の整理

朝廷文書という概念は本研究で初めて本格的に提示されるものであるため、その具体的内容を認識し明示するために、原文書の所在情報を把握・整理しなければならない。すべての古文書目録類を網羅的に検索するのは時間的に不可能であるので、まずは京都大学・宮内庁書陵部・国立公文書館・京都府立総合資料館・東京大学史料編纂所・早稲田大学図書館などについて、目録冊子やデータベースを検索し、朝廷文書を抽出する。その場合、詔勅・宣命・太政官符・官宣旨・口宣案といった施行文書のみならず、多種多様な実務文書や朝廷儀礼で用いられる儀礼文書に特に注意する。なお、実務文書というのは、例えば叙位儀関係文書の「五位以上歴名帳」「補任帳」「十年労帳」「外記勸文」「入内勸文」「叙爵申文」「叙位簿」「下名」など、雑多な手続文書をいう。これらは文書群として収蔵されている可能性が高く、さらに一括書写されて典籍の形態になっていることあるので、検索にあたっては注意を要する。

(2) 活字化された平安・鎌倉時代朝廷文書の集成

朝廷文書の具体的内容を認識し明示するために、『平安遺文』『鎌倉遺文』を博搜して、朝廷文書を抽出する。こうして見つかった文書について悉皆目録と釈文集を作成し、研究の基礎データとする。史料収集には、東京堂出版 CD-ROM 版や東京大学史料編纂所のデータベースを活用する。むろん、『平安遺文』『鎌倉遺文』未収の朝廷文書は多数存在するため、それらの探索にも力を注ぐ。『朝野群載』『続左丞抄』などの文書を集めた典籍には、特に注意するようにする。

(3) 前近代朝廷文書の原史料の調査と整理・分析

前近代朝廷文書について、原史料を調査し目録・釈文の作成を進める。それとともに、重要な文書群についてはその構成的特質を明らかにするために、整理・分析と目録化を行なう。具体的には、京都大学(勸修寺家文書・壬生家文書・平松家文書)、宮内庁

書陵部（壬生家文書・中御門家文書） 国立公文書館（押小路家文書） 早稲田大学図書館（平田家文書） 京都府立総合資料館（平田家文書）などを対象とするが、これ以外の文書・文書群の調査も適宜進めることとし、また東京大学史料編纂所に架蔵される影写本の調査も行なう。

(4)前近代朝廷所文書に関する文献史料の収集と整理・検討

文献史料に現われる、前近代朝廷文書に関する記事を収集する。その際には次のような記事を中心に採用し、関連すると思われる記事もフレキシブルに収集する。すなわち、朝廷文書またはその一部が引用されている記事、朝廷文書の名前が現われる記事、朝廷文書の動きや文書作業が判明する記事、などである。具体的には、律令格式、儀式書、古記録の順に作業を進め、文書体系と文書作法を解明するための基礎データとする。

(5)前近代朝廷文書に関する文書体系・文書作法の全体像提示

これまでの調査・検討成果に基づき、研究代表者・研究分担者は適宜役割を分担しながら、次の二点を中心として、日本朝廷文書の特質に関する見解を提示する。第一に、文書体系の特質解明である。政務ごとの文書体系の復原を行ない、それを総合して朝廷全体の文書体系の復原を試み、時期的変遷を提示する。第二に、文書作法の特質解明である。特色ある文書作法について注釈を加え、原文書に残る痕跡と文書作法の関係を考え、その上で文書作法の全体像を提示する。

4. 研究成果

(1)前近代朝廷文書の所在情報の整理

朝廷文書という概念は本研究で初めて本格的に提示するものであるため、その具体的内容を認識し明示するために、原文書の所在情報を把握・整理した。まずは原本調査を行なう予定の京都大学（勸修寺家文書・壬生家文書・平松家文書）、宮内庁書陵部、国立公文書館内閣文庫、京都府立総合資料館について冊子目録を検索し、施行文書・実務文書・儀礼文書にわたる朝廷文書を抽出した。他所蔵機関のオンラインデータベースの目録については、一覧性に乏しいため抽出作業を断念せざるを得なかった。この作業を終えることにより、原本調査すべき文書の概要をつかむことができた。この所在情報については、パソコン上のデータベースとして、京都大学文学部古文書室で研究者向けに公開している。

(2)活字化された平安・鎌倉時代朝廷文書の集成

朝廷文書の具体的内容を認識し明示するために、『平安遺文』および『鎌倉遺文』を博搜し、朝廷文書を抽出した。こうして見つ

かった文書について、悉皆目録と積文集成を作成し、研究の基礎情報とすることができた。また、前近代朝廷文書に関する史料集として有用な『朝野群載』と『砂巖』についても、作業用の積文作成を進めた。なお、これらの目録・積文については、研究用の内部データとして利用するにとどめている。

(3)前近代朝廷文書の原史料の調査と整理・分析

前近代朝廷文書について、原史料を調査して積文の作成を進めるとともに、京都大学に所蔵される重要な文書群の整理・目録化を行なった。

学外所蔵機関としては、研究代表者・研究分担者が宮内庁書陵部、国立公文書館内閣文庫、京都府立総合資料館、前田育徳会尊経閣文庫、早稲田大学図書館、東京大学史料編纂所、国立歴史民俗博物館、無窮会専門図書館、京都御所東山御文庫に出張し、朝廷文書の原史料（壬生家文書・押小路家文書・平田家文書・東坊城家文書ほか）および影写本、さらに朝廷文書に関わる史料の調査を実施した。また、中国・北京市（房山雲居寺・石刻文化博物館など）で中国皇帝に関わる石刻文書を調査し、比較史的検討の一助とした。

京都大学所蔵文書については、長年懸案となってきた勸修寺家文書の整理・目録化作業を完了した。勸修寺家文書はこれまで目録化資料・非目録化資料にわかれ、統一的な目録が存在しなかったため、前近代朝廷文書を検討する上で重要な史料群であるにもかかわらず、全体像の把握が難しく、十分な活用がなされてこなかった。そこで本研究において、古文書・古記録全点の詳しい調書を作成し、パソコン上にデータベースを構築することによって、総目録として運用することが可能となった。補正作業に多大な時間・労力を費やしたが、この作業により、前近代朝廷文書の体系を公家文庫の編成と関わらせながら理解するための基礎が構築できた。なお、「勸修寺家文書総目録」は運用しながら補訂を進めており、現時点ではパソコン上のデータベースとして、京都大学文学部古文書室で研究者向けに公開しているが、しかるべき時期に冊子体目録を発刊する予定である。

(4)前近代朝廷所文書に関する文献史料の収集と整理

平安時代の法制書・儀式書・古記録などに見える、前近代朝廷文書に関わる記事の収集と整理を行なった。法制書としては『類聚三代格』『交替式』『延喜式』、儀式書としては『西宮記』『北山抄』『江家次第』『侍中群要』、古記録としては『貞信公記』『吏部王記』『小右記』『権記』『左経記』『春記』を検索・検討した。当初は院政～鎌倉期までの古記録を扱う予定であったが、平安中期までに主要事例が出そろったと想定されること、事例収集に多大な時間を要することなどに鑑み、比較

的古い時期について集中的に作業を進めた。この過程で、朝廷文書を総体として理解する方法について試行錯誤を重ねたが、おおむね穏当な方式を策定することができ、朝廷文書の体系と名称、文書作法の検出・分類に関する理解が深められた。作業結果の多くは電子データとして集積したが、一部は紙媒体のまま整理している。電子データについては、パソコン上のデータベースとして、京都大学文学部古文書室で研究者向けに公開している。

(5)前近代朝廷文書に関する文書体系・文書作法の全体像提示

朝廷文書という新しい概念を用いた研究として、まずは(1)～(4)の作業によって有用なデータを蓄積し、本格的な研究に向けて基礎を固めることができたと考え。ただ、研究代表者・研究分担者による研究会を開催し、朝廷文書に関する議論を続けるなかで、前近代朝廷文書の文書体系や文書作業の全体像について、得るところは少なくなかった。そこで研究代表者吉川が、現段階における知見をまとめ、研究成果の総括を行なうことにした。その内容は、平成25年度の京都大学文学研究科の特殊講義「前近代朝廷文書の研究」として講じ、一部は論文に盛り込むかたちで発表した。また、図版を多用した専門的解説書の刊行、京都大学総合博物館における展示に向けて、準備作業を行なった。以下、こうして得られた知見の主要部分について、今後の課題を含めて簡潔に記述する。

唐公式令から日本公式令への文書体系の移植：前近代日本の朝廷文書の体系は、唐の文書行政システムの継受・移植に始まる。従来の「公式様文書」研究はこの点への配慮に乏しかったが、詔勅・太政官奏・官司間伝達文書がすべて唐の文書様式を転用したことは明白であり、改変の具体的事情もほぼ読み取ることができる。また、伝達文書だけでなく、公式令はさまざまな実務文書・帳簿類を想定しており、朝廷文書体系の原形は律令体制の早い段階で一挙に整備されたものと見るのが妥当であろう。

宣旨・奉書の発生と展開：宣旨・奉書が奈良時代に存在したことは早川庄八の解明した通りであるが、奉書は七世紀段階に遡る可能性があり、それが朝廷文書の体系に吸収されたと評価できよう。また、早川の宣旨概念には実態とかけ離れた部分がある。宣旨とは上級者の意志そのもの、あるいはその意志が付着した文書・帳簿を指し示す名辞であり、伝達文書が宣旨と呼ばれることも当然であった。平安時代中期には、後述する「勘申体制」の確立や公卿参集の退潮により、宣旨・口宣が書状とともに多用されるようになる。職事・蔵人はこの段階で初めて、朝廷文書の運用において重要な役割を担うに至った。

朝廷文書の縮小的再編と権門的領域への拡散：律令体制下では二官八省を中心とする諸官司が伝達文書をやりとりし、多種多様

の実務文書・帳簿を作成していた。ところが、公民制・官僚制の解体によってその大部分は不要のもの、儀礼的なものと化し、天皇・摂関・公卿が特定案件について下僚に試問し、意志決定するシステムへの縮小的再編がなされた。この「勘申体制」下において、宣旨・勘文・定文などが朝廷文書体系の主要部分を占めるようになる。一方、人民や土地の支配が貴族・寺社などに握られた結果、伝達文書のみならず、実務文書と帳簿のシステムがかかる権門的領域へと拡散していった。

文書作法の諸類型：朝廷文書における文書作法は『北山抄』『江家次第』などの儀式書に見ることができ、叙位除目関係の故実書・古記録の記事はいつそう詳細である。基本的には文書や帳簿を扱う場合に、紙という素材をどう活かすかという技術に属するものが多いが、文書を読み上げる声調、筆記する場合の方式、捺印の具体的方法、さらには文書廃棄の技法など、文書作法と捉えられるものは実に多様である。今後は局面による分類を試み、時代による変化の相をとらえる必要があるが、それとともに唐からの文書作法継受の具体相を追究することも重要な課題であろう。

『周易抄』紙背文書にみる文書作法：文書作法研究の一端として、請印関係文書の検討を行なった。かねてより東山御文庫所蔵『周易抄』紙背文書は、宇多天皇の手許にあった内案（天皇御璽を捺す官符の案文）と推定していたが、このたび原文書を調査する機会を得たので、子細に観察して文献的知見と突き合わせた。その結果、この文書は縦に二つ折りにした特殊な料紙の内側に書かれたこと、端裏に何らかの銘を持っていたことなどが推定でき、八世紀前葉に導入された文書作法の実態がうかがわれた。天皇聴政の場で礼紙の如き用紙法がとられたと考えることもでき、日唐の朝廷文書システム比較の好個の素材となるものと言える。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計9件)

吉川真司、小治田寺・大后寺の基礎的考察、国立歴史民俗博物館研究報告、査読有、179巻、2013、315-338

上島享、勸進と聖、立教大学日本学研究所年報、査読無、10・11巻、2013、86-97

山田徹、赤松春日部家の系譜、十六世紀史論叢、査読有、3巻、2013、34-50

勝山清次、南北朝時代の東寺領近江国三村荘、京都大学文学部研究紀要、査読有、52巻、2012、1-45

横田冬彦、女性史からジェンダー史へ、クロノス、査読無、34巻、2012、19-36

〔学会発表〕(計12件)

吉川真司、日本古代の女性天皇、京都大学・北京大学杭州会議、2013年11月23

日、浙江大学（中国・杭州市）
横田冬彦、禁裏御典医百々家と近世京都の医療環境、読史会大会、2013年11月3日、京都大学（京都市）
山田徹、莊園領主としての足利将軍家、日本史研究会中世史部会、2013年5月11日、機関誌会館（京都市）
横田冬彦、「法隆寺寺元由緒書」をめぐって、大阪歴史科学協議会例会、2013年4月6日、クレオ大阪中央（大阪市）
吉川真司、日本の律令体制とユーラシア、「日本古代史研究的現在と未来」国際学術討論会、2012年10月14日、清華大学（中国・北京市）

〔図書〕（計9件）

藤井讓治（編）・堀新・中野等・李啓煌・牧原成征・岡美穂子・福田千鶴・伊藤毅・横田冬彦、岩波書店、岩波講座日本歴史10 近世1、2014、312(277-312)
桜井英治（編）・本郷恵子・川合康・高橋典幸・鎌倉佐保・高橋修・鈴木哲雄・上島享・坂井孝一、岩波書店、岩波講座日本歴史6 中世1、2014、310(235-272)
佐々木克・藤井讓治・三澤純・谷川穰（共編）、思文閣出版、岩倉具視関係史料上・下、2013、1108頁
吉川真司、岩波書店、シリーズ日本古代史3 飛鳥の都、2011、220頁
吉川真司、講談社、天皇の歴史2 聖武天皇と仏都平城京、2011、382頁

〔産業財産権〕

該当なし

〔その他〕

該当なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

吉川 真司 (YOSHIKAWA, Shinji)
京都大学・大学院文学研究科・教授
研究者番号：00212308

(2) 研究分担者

藤井 讓治 (FUJII, Joji)
京都大学・大学院文学研究科・教授
研究者番号：40093306
（平成23年度まで）

横田 冬彦 (YOKOTA, Fuyuhiko)
京都大学・大学院文学研究科・教授
研究者番号：70166883
（平成24年度から）

勝山 清次 (KATSUYAMA, Seiji)
京都大学・大学院文学研究科・教授
研究者番号：30126966
（平成24年度まで）

上島 享 (UEJIMA, Susumu)
京都大学・大学院文学研究科・准教授
研究者番号：60285244
（平成25年度から）

谷川 穰 (TANIGAWA, Yutaka)
京都大学・大学院文学研究科・准教授
研究者番号：10362401

早島 大祐 (HAYASHIMA, Daisuke)
京都大学・大学院文学研究科・助教
研究者番号：10378490
（平成22年度まで）

山田 徹 (YAMADA, Toru)
京都大学・大学院文学研究科・助教
研究者番号：50612024
（平成23年度から）

岩崎 奈緒子 (IWASAKI, Naoko)
京都大学・総合博物館・教授
研究者番号：80303759